

筑波大学の学生組織等について

平成18年3月17日
学 長 決 定

改正 平成19年3月26日

改正 令和2年 月 日

(趣旨)

- 1 この決定は、筑波大学における学生生活、教育活動等に関する事項を学群学生（以下「学生」という。）が討議し、学生の意向を反映させるための自主的に運営される学生組織等について定める。

(組織)

- 2 学生により自主的に運営される組織として、次に掲げる学生組織を置く。
 - (1) クラス（国立大学法人筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第5条第4項に規定するクラスをいう。以下同じ。）に、当該クラスの学生により自主的に運営される組織として、クラス会議を置く。
 - (2) 学類、体育専門学群、芸術専門学群及び総合学域群（以下「学類等」という。）ごとに、クラス会議が選出したクラス代表により自主的に運営される組織として、クラス代表者会議を置く。
 - (3) 筑波大学に、クラス代表者会議が選出した座長及び副座長により自主的に運営される組織として、全学学群学生代表者会議（以下「全代会」という。）を置く。
 - (4) 全学学群学生代表者会議を「全代会」と呼称する。

(クラス会議)

- 3 クラス会議は、学生生活及び教育に関する事項等について討議し、意見等をまとめる。
- 4 クラス会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数によって意見をまとめる。この場合において、委任状及び代理出席は認めない。
- 5 クラス会議を開催するときは、当該クラスのクラス担任教員（国立大学法人筑波大学クラスに関する規程（平成18年法人規程第7号）第4条に規定するクラス担任教員をいう。以下同じ。）に届け出なければならない。
- 6 クラス担任教員は、当該クラスのクラス会議に随時出席することができる。

(クラス代表)

- 7 クラス会議は、次に定める選挙により、原則として構成員20人につき1人の割合の員数のクラス代表を選出する。

- (1) 選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。
 - (2) 不在者投票及び代理投票は認めない。
 - (3) 構成員の過半数の得票者をクラス代表とする。過半数の得票者がいないときは、決選投票による。
- 8 クラス代表は、クラスの学生を代表し、クラス代表者会議においてクラス会議での意見等を述べる。
- 9 第7項によりクラス代表を選出したときは、当該学類長、体育専門学群長、芸術専門学群長、又は総合学域群長（以下「学類長等」という。）及び当該クラスのクラス担任教員に報告しなければならない。

（クラス代表者会議）

- 10 クラス代表者会議は、クラス会議での意見等について討議し、意見等をまとめる。
- 11 クラス代表者会議に議長及び座長、副座長を置く。
- 12 クラス代表者会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数によって意見をまとめる。この場合において、委任状及び代理出席は認めない。
- 13 クラス代表者会議を開催するときは、学類長等に届け出なければならない。

（クラス代表者会議の議長）

- 14 クラス代表者会議は、次に定める選挙により、議長1人を選出する。
- (1) 選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。
 - (2) 不在者投票及び代理投票は認めない。
 - (3) 構成員の過半数の得票者を議長とする。過半数の得票者がいないときは、決選投票による。
 - (4) 議長は座長と併任することができる。
- 15 前項により議長を選出したときは、学類長等に報告しなければならない。
- 16 議長は、学類長等にクラス代表者会議でまとめた意見を報告する。

（座長・副座長）

- 17 クラス代表者会議は、次に定める選挙により、座長1人及び副座長2人を選出する。
- (1) 選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。
 - (2) 不在者投票及び代理投票は認めない。
 - (3) 構成員の過半数の得票者を座長又は副座長とする。過半数の得票者がいないときは、決選投票による。
- 18 前項により座長及び副座長を選出したときは、当該学類長等に報告しなければならない。
- 19 座長及び副座長は、学類等の学生を代表し、全代会においてクラス代表者会議で

の意見等を述べる。

(全代会)

- 20 全代会は、全学にわたる学生生活及び教育に関する事項等について討議し、意見等をまとめる。
- 21 全代会は、構成員の過半数の出席により成立し、構成員の過半数によって意見をまとめる。この場合において、委任状は認めない。
- 22 全代会を開催するときは、学生生活を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）に届け出なければならない。

(全代会の議長・副議長)

- 23 全代会は、次に定める選挙により、議長 1 人及び副議長2 人を選出する。
- (1) 選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。
 - (2) 不在者投票及び代理投票は認めない。
 - (3) 構成員の過半数の得票をもって議長又は副議長を定める。過半数の得票者がないときは、決選投票による。
- 24 前項により議長及び副議長を選出したときは、担当副学長に報告しなければならない。
- 25 議長及び副議長は、全代会でまとめた意見等を担当副学長に報告するとともに、全学の学生を代表して意見を述べることができる。

(学類等クラス連絡会)

- 26 学類等ごとに、大学職員と学生の意見交換、討議、連絡等（以下「意見交換等」という。）を行う組織として、学類等クラス連絡会（以下「クラス連絡会」という。）を置く。
- 27 クラス連絡会においては、次に掲げる事項について意見交換等を行うものとする。
- (1) 学内における学生生活に関する事項
 - (2) 教育に関する事項（成績評価及び人事に関するものを除く。）
 - (3) 学園祭、スポーツ・デー等学内行事に関する事項
 - (4) 学類等で行う行事に関する事項
 - (5) クラス会議及びクラス代表者会議の運営に関する事項
 - (6) 諸施設に関する事項
- 28 クラス連絡会は、次に掲げる者で構成する。
- (1) クラス代表
 - (2) 学類長等
 - (3) 学生担当教員
 - (4) クラス担任教員

(5) その他学類長等が必要と認める大学職員

29 クラス連絡会は、学類長等が別に定めるところにより、招集するものとする。

30 学群長は、当該学群のもとにある学類のクラス連絡会に随時出席することができる。

(学長と全代会との意見交換等)

31 学長は、次に掲げる事項について全代会と意見交換等の機会を設けるものとする。

- (1) 学内における学生生活に関する事項
- (2) 教育に関する事項（成績評価及び人事に関するものを除く。）
- (3) 学園祭、スポーツ・デー等学内行事に関する事項
- (4) 全代会の運営に関する事項
- (5) この決定の改正に関する事項
- (6) その他学長が必要と認めた事項

32 全代会と学長との意見交換等は次に定める場合、開催される。

- (1) 全代会の議長から、あらかじめ学生生活支援室員のうちから定められる世話人に議題および日程を明示して開催を申し出、協議が整った場合。
- (2) 学長から特に必要と認めて開催の通知があった場合。

(副学長と全代会との意見交換等)

33 担当副学長は、別に定めるところにより、次に掲げる事項について全代会と意見交換等の機会を設けるものとする。

- (1) 学内における学生生活に関する事項
- (2) 教育に関する事項（成績評価及び人事に関するものを除く。）
- (3) 学園祭、スポーツ・デー等学内行事に関する事項
- (4) 全代会の運営に関する事項
- (5) この決定の改正に関する事項
- (6) その他担当副学長が必要と認めた事項

(雑則)

34 クラス会議、クラス代表者会議及び全代会の運営その他この決定の実施に関し必要な細目は、担当副学長が定める。

35 この決定は、学生が個人として筑波大学の運営について意見等を述べることを拘束するものではない。

(事務)

36 この決定の実施に関する事務は、学生部学生生活課において担当する。

附 記

この裁定は、平成18年4月1日から実施する。

附 記

- 1 この決定は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 平成19年4月1日から発足する新学群・学類に伴う旧学群・学類の併存期間中におけるクラス代表者会議及びクラス代表者会議議長並びに座長・副座長の取扱いについては、別途担当副学長が定める申し合わせによるものとする。

附記

この決定は、令和3年4月1日から実施する。